

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市雇用機会拡充事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会を拡充し、持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的とする。
補助事業者	市内において創業する者、市内事業所において事業拡大を行う者、主に佐渡市の商品、サービス等を販売目的として佐渡市以外の地域において創業する者
補助対象経費	設備費・システム費又はこれらに係る減価償却費、改修費又はこれに係る減価償却費、広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、島外からの事業所移転費、従業員の教育訓練経費、感染防止対策費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	創業（上限450万円）事業拡大（上限1,200万円）設備投資を伴わない事業拡大（上限900万円）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	3/4以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	国1/2 県1/8 市1/8
数値目標等	A 数値化
	創業及び事業拡大に伴う雇用人数 100人/年
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	雇用機会の創出・拡大により、安定した雇用を創出することを目的としているため、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成30年1月1日
見直し時期	
補助終期	-
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
	国の補助制度によるため
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集する
事業担当	（担当部署） 産業振興課 産業振興係
	（電話番号） 0259-67-7863（直通）